

# 学校用教材の複写複製や公衆送信は 違法行為です！

教材を1冊だけ買って、あとはコピーして使っちゃおう！



いろいろな教材会社の問題を組み合わせて自分用に教材やテストを作っちゃおう！

教材会社が作成したテストの問題の解説をアップしておこう！



先生が授業の中で使用する場合であっても、ワークブックや単元プリント、ドリル等の学校用教材を無断で複製・公衆送信することは著作権法により禁止されています。 ※著作権法第35条第1項（ただし書）2022年2月現在



◇学校用教材は、「授業目的公衆送信補償金制度」の対象には当たりません。そのため、補償金を支払っても無許諾で公衆送信できるものではありません。

◇著作権法では、違法行為に対する罰則は「10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその併科」とされております。 ※著作権法第119条第1項(2022年2月現在)

◇ここ最近では、複製や公衆送信の形態も多様になってきており、著作権法第35条で認められている範囲であるかどうか判別が難しい場合は、著作権者(教材出版社等)に事前に確認することをお勧めいたします。



教材等著作権保護委員会  
一般社団法人全国図書教材協議会

東京都新宿区横寺町6-4-2